

公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果について

平成 25 年 4 月 16 日

日本証券業協会

本協会では、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正（案）について、平成 25 年 3 月 14 日から 3 月 28 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（15 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意見	考え方
1	第 34 条の 2 第 1 項及び 第 2 項	当該募集又は売出しに係る情報が公表される前にと規定されていることから、公表以降判明した場合には当該規則が適用されるものではないことを確認させて頂きたい。	この規定の適用に関しては、貴見のとおりと考えられますが、募集又は売出しに係る情報が公表された後に判明した場合についても本規定の趣旨を踏まえた対応をとるべきと考えられます。
2	第 34 条の 2 第 2 項	「当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合」に「日程についての協議を行うものとする」と規定されているが、1 号に定める株券等の取引が公表前に行われたことが案件の公表後に判明した場合には、「日程についての協議」を要しないという理解でよいか。	
3	第 34 条の 2 第 1 項 第 34 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号	情報漏えいやインサイダー取引が判明した場合及び株価に大幅な下落が認められた場合を端緒とする規定であり、疑わしい場合を端緒とするものではないことを確認させて頂きたい。	「判明した場合」の明確な定義を持ち合わせている訳ではありませんが、事象が発生したことが相当程度確からしい状況にあることを想定しています。
4	第 34 条の 2 第 1 項及び 第 2 項	目論見書を作成しない売出しは、当該規則の直接適用はされず、引受規則第 36 条第 1 項に従い、必要と認められる場合に同様の措置を講じるものであることを確認させて頂きたい。	御指摘のとおり、目論見書を作成しない売出しについては、第 1 条の規定により第 34 条の 2 の規定の直接の適用対象とはなりません。その場合であっても、第 36 条第 1 項の規定により、引受会員はこの規則の趣旨を尊重し、必要と認められる措置を講ずることとなります。
5	第 34 条の 2	「所定の手続」とは、証券会社各社にお	ここでいう「所定の手続」とは、各社の

項番	該当条文	意見	考え方
	第1項	ける社内規定に基づく法人関係情報の伝達手続を意味することを確認させて頂きたい。	社内規則等において定める法人関係情報の伝達手続を想定しております。
6	第34条の2 第1項	法人関係情報の外部への「漏えい」とは、意図的な漏えい行為を意味し、電子メールの誤送信等といった過失による情報流失は含まれないとの理解でよいか。	メールの誤送信等、過失による情報漏えいであっても、引受会員の役職員により、業務上必要な場合において所定の手続きに則ることなく法人関係情報が外部に漏えいされたことが募集又は売出しが公表される前に判明した場合には、本規定の適用を受けることとなります。
7	第34条の2 第1項	法人関係情報の「外部」への漏えいとは、当該引受会員およびそのグループ会社の社外の者に対して情報が漏えいされた場合を意味し、社内や関係会社の役職員に対して情報が漏えいした場合は「外部」への漏えいに含まれないという理解でよいか。	引受会員の社内における情報の漏えいは、ここでいう「外部への漏えい」には該当しないものと考えられます。 一方、関係会社等、当該会員の外部への情報の漏えいは、業務上必要な場合において所定の手続に則って行われるものでなければ、本規定が適用となります。
8	第34条の2 第1項	「当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない」という文言は、「当該外部への漏えいについて発行体及び主幹事会員に(当該引受会員が主幹事会員である場合は他の主幹事会員に)対して漏えいの事実を適時に報告し、当該引受けを辞退しなければならない。」と変更されるべきである。	御指摘を踏まえ、本規定ただし書きの場合、当該引受会員は主幹事会員に当該漏えい等について報告を行わなければならない旨を追加することといたします。
9	第34条の2 第1項	主幹事会員以外の引受会員の情報漏洩が判明した場合で、当該引受会員から発行者に報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合、当該引受会員が当該引受けを行うことが適切であると主幹事会員が判断することも必要であると思われるため、当該情報漏洩があったことを確認できるよう、以下のいずれかを整備すべきではないか。 ・当該主幹事から当該上場発行者に対し	

項番	該当条文	意見	考え方
		て、引受会員による情報漏洩の有無を確認する ・当該引受会員が当該主幹事に当該漏洩を報告する	
10	第34条の2 第1項	本条本文により引受を行えなくなる引受会員が、同条但書に基づく上場発行者の要請により、引受けを行えるようになるのは、当該上場発行者による資金調達に不利益が生じることを避けるためという理解でよいか。当該引受案件において売出人が関与する場合であっても、当該要請は上場発行者によって売出人の意向も勘案の上、統一的に行われる(=別途の売出人による要請は必要とされない)という理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
11	第34条の2 第1項	本条但書に基づく上場発行者による要請によって漏えいの原因となった引受会員が当該案件において引受を行うことができることとなった場合においても、当該漏えいの原因となった行為について生じた法令・規則の違反等が治癒されるわけではないことが明確化されるべきである。	当該ただし書きが適用になることは、他の法令諸規則の適用に影響を及ぼすものではありません。
12	第34条の2 第2項	1号において「(前条第1項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。)」とあるが、当該除外措置は不要である。	御指摘の御趣旨は理解するところですが、第34条の2第2項第1号の規定が、第34条第1項又は第34条の2第1項の規定と重複して適用になることを避けるため、当該除外規定を設けております。
13	第34条の2 第2項	本項で規定されている株価の「大幅な下落」はどの程度の水準を持って「大幅」に該当するのか客観的なガイドラインが示されるべきである。	「大幅な下落」に該当するかどうかは、マーケットその他の状況等を総合的に勘案したうえで、個別案件毎に実態に即して判断されるべきものと考えられるため、規則において一律の水準を定めることは適切ではないと考えられます。
14	第34条の2 第2項	市場全体で株価が大幅に下落した場合や、増資に関するメディアのリークによって株価が大幅に下落した場合も、本条項に定める「大幅な下落」に該当するのか、明確にされたい。	

項番	該当条文	意見	考え方
15	第34条の2 第2項	「日程について協議を行う」のは何を目的として協議が行われるべきなのか。当該協議が行われれば、当初予定された日程で当該募集又は売出しが行われても問題がないという理解でよいか。	本規定は、募集又は売出しに係る情報が公表されるより前に、インサイダー取引が行われていたことが判明した場合又は株価に大幅な下落が認められた場合に、その事実関係及び分析結果等を発行者に報告し、当初予定された日程で当該募集又は売出しを実施するか否かについて当該発行者の判断を仰ぐことを、主幹事会員に求めるものです。

以上